

バークとブリテン領インドの司法行政

——法の運用と権力のありかたをめぐる——

菊谷千尋

はじめに

I. 東インド会社と司法行政の展開

1. 領土支配者としての東インド会社
2. 東インド会社による司法行政の展開

II. 法の運用をめぐる

1. バークとヘースティングズのインド理解
2. イングランド法の適用をめぐる

III. 司法権の独立をめぐる

1. 権力の集中—ヘースティングズの主張
2. 権力の分立—バークの主張

むすびにかえて

はじめに

法の支配と司法権の独立は近代政治原理として欠くことができない原理である。ブリテンはこのような法思想をいち早く発展させ、法制度として統治構造に導入し、18世紀初頭にはすでにこの原理を確立させていたと言われている¹⁾。モンテスキューがブリテンの国制を観察して、「裁判権力が立法権力や執行権力と分離されていなければ、自由はやはり存在しない。もしこの権力が立法権力と結合されれば、公民の生命と自由に関する権力は恣意的となる。なぜなら、裁判役が立法者となるからである。もしこの権力が執行権力と結合されれば、裁判役は圧政者の力をもちうるだろう」(『法の本質』、1748年、岩波文庫、上巻、292頁)と、ブリテンの法制度の特徴を指摘したことはよく知られている。そしてこのモンテスキューの理解が、ブリテン人に自分たちの法制度(を含む統治原理)の特徴を教え、またそれに自信を抱かせたのである。したがって本稿で扱う18世紀後期ブリテンにおいては、すでに法の支配と司法権の独立は、争う余地のない政治原理として認められていたと言することができる²⁾。だが彼らブリテン人が、この政治原理がブリテン以外の国においても適用しうる普遍的な原理だと考えていたかどうかは、別問題である。

本稿で取り上げるエドモンド・バーク(Edmund Burke, 1729-1797)を中心としたインド統治における司法行政の展開は、この点の理解に貢献するだろう。18世紀後期はまさにブリテンがインドをその帝国の一部へ

と包摂した時代に当たる。本稿ではバークと、彼と対立したウォーレン・ヘースティングズ(Warren Hastings, 1732-1818)のインド司法行政をめぐる対立を取り扱うことで、バークがブリテンの法に関する政治原理をインドにも適用できると考えていたのかどうか、またそれはどのように可能だと考えていたのかを明らかにすることを目的とする。バークはブリテン下院議員を務め、同時代の下院議員のなかでもとりわけ大きくインド統治(東インド会社の不正統治)を問題として取り上げた人物である。また対するヘースティングズは、東インド会社のベンガル初代総督として、インドの司法行政を実際に執り行った人物である。それゆえ、バークとヘースティングズはそれぞれ拠って立つ立場が大きく異なっている。ヘースティングズは実務者であり、インドにあってインドの司法行政について論じたのに対し、バークはインドから遠く離れたブリテンで、不十分で時に党派的偏向のある情報をもとに、政治家としてこの議論に参加したのである。もとよりそれぞれの立場によってその主張が大きく異なるのは明らかであるが、本稿はどちらの主張がインドの実態により適合的であり、現実味をもっていたかについては問題としない。そうではなくて、両者の主張にある思想的な特徴を取り出し、とりわけバークが帝国内部においてもブリテン的な法の運用が適用可能だと信じていたかどうかを問題とするものである。

両者はともに帝国を搾取の体系としてではなく、責務の体系として理解していた。したがって東インド会社によるインドの実質支配によって、腐敗と不正がはびこり、

インドの現地民がそれに苦しみ、それゆえ司法行政改革が必要であるという点では共通の認識を持っていたのである。しかし実際に法を運用するにあたって、大きく二つの点が問題になる。ひとつはここでいう法とは何を指すのかという問題であり、もうひとつはどのようにそれを運用するのかという問題である。この二つの問題についてのふたりの主張を分析することで、彼らがどれだけブリテン的な思考枠組みでインドを見ていたのかを明らかにすることができるだろう。

そのため本稿は、まず第一節で、ブリテン帝国においてインド統治を事実上担った東インド会社とその司法行政の展開を簡単に素描する。ムガル帝国から引き継いだ司法行政と、ブリテンによって持ち込まれた司法行政の二重体制による混乱が指摘されるだろう。続く第二節では、先の司法行政の展開を受け、バークとヘースティングズがインドの司法行政はどのような法によって運用されるべきと考えていたのかを明らかにする。ここでは両者の主張の類似点が強調されるだろう³⁾。最後の第三節では、両者がどのように法が運営されるべきと考えていたのかを明らかにするために、ヘースティングズが1770年代中期に構想した司法制度改革案と、1782年にバークが中心となって取りまとめた下院特別委員会『第一報告書』(First report)を中心に論じる。ここではバークがヘースティングズをどのような意味で「専制的」だと非難したのかが焦点となり、両者の相違は主として司法権の独立をめぐる争いであると理解されるだろう。以上の議論を通して、バークがブリテンの法の支配と司法権の独立がインド統治にも適用できると考えていたと結論づけられるだろう。

本論に入る前に、本研究と先行研究との関連について簡単に確認しておきたい。上述のようなバークとヘースティングズの司法行政をめぐる論争は、すでにウィランによって言及されている⁴⁾。ウィランのそれは主として、ヘースティングズが本国議会が定めた制定法、あるいは後述する最高法院の命令に従わないことへのバークの非難に着目するもので、ここから法の支配や権力の分立についての両者の相違を見るものである(Whelan, p. 206)。その意味で本研究は、ウィランの主張を基本的に支持するものだが、ウィランはバークとヘースティングズをそれぞれモラリスト、リアリストと位置づけることによって、二人の類似点を見逃している上に、バークのインドへの言説をモラリズムへと還元することによって、バー

クのインドに対する観察や分析にある現実主義的な側面を過小評価している。

加えてウィランはバークが現地の法や慣習の尊重を主張している点を強調する一方で、ヘースティングズもまたそれを重視していたことについては、若干、言及しているに過ぎない(ibid, p. 246)。本研究はヘースティングズもまた現地の法や慣習によって司法が行なわれるべきと考えていた点を強調することで、司法権の独立に対する見解の相違をより鮮明に映し出すことができるだろう。そしてまたバークの『第一報告書』と、ヘースティングズの1770年代中期の改革案を分析の俎上にあげている点も、本研究の特徴である。この『第一報告書』について全集編者は、ヘースティングズがこのままベンガル総督の座にとどまることは不適當であり、彼を解任する必要があるとのバークの確信を示すものであると指摘している(W&S, V, p. 189)⁵⁾。確かにこの『第一報告書』のなかで、初めて極めて明確なヘースティングズ批判が展開されており、これは同年1782年末のヘースティングズ解任決議へのバークの賛成演説とそのまま結びつく議論である。両者の激しい対立は1787年の弾劾裁判以後だが、それに先立つ司法行政をめぐる両者の相違は、バークのヘースティングズ批判の原点としても、十分に検討する価値がある。

I. 東インド会社と司法行政の展開

1. 領土支配者としての東インド会社

よく知られているように、イギリス東インド会社はエリザベス1世による特許状を得て、1600年に設立された。アジアでの独占貿易が認められた東インド会社は、他のヨーロッパ諸国のそれと競合するアジア間交易によって栄えた一貿易会社に過ぎなかった。その性格が大きく変わるのは1750年代から1785年にかけてであり、ブラッシーの戦いで勝利した東インド会社が、ムガル帝国からディワーニ(Diwani)と呼ばれる官職を与えられ、現地の徴税権を手に入れことに端を発する(1765年)。つまり貿易会社に加えて統治者としての性格が加わったのである⁶⁾。ただしこの変質が直ちに、恣意的統治や専制主義的支配と結びつくわけではない。領土の支配は当然、その土地とその土地に生きる人々への責務と一体の関係にあったからである。歴史家トラバーズが述べるように、「1765年のムガル皇帝との盟約によって、東イ

インド会社はディワーニすなわちステワード卿の官位を得たのだが、このため東インド会社は、新しい官位に帰属するすべての義務をその社員が果たすよう拘束され、現地のすべての法律、権利、慣例、慣習を遵守することになった」(Travers, p. 220) のである。

だが貿易会社に過ぎない東インド会社が、その義務を果たすべく機能を持っていなかったとしても不思議ではない。そして事実上の支配者でありながら、理論上はムガル帝国の家来であり、またブリテン本国との関係で言えば、国王からの特許状によって、本国政府や議会の干渉から守られていた点も初期東インド会社統治の特徴であった。当初、東インド会社は、ディワーニ獲得によって得た権利を、東インド会社社員の利得の機会として活用し、インドには圧政と腐敗が広がったとされる。これに対し本国東インド会社と取締役会が、現地有力者からの「贈物」(Present) 受け取り禁止の約款書を社員と結び、直接徴税請負業の禁止を伝達するなどの対処をとったが⁷⁾、その規制策は有効に機能せず、不正は横行し続けた。規制策をとるに十分な統治機構を東インド会社はもっていなかったためである。したがって東インド会社は事実上の統治者としてまず統治機構を整備することを迫られていたと言える。そしてその重要な装置が、すでに十分に掌握していた軍事を別とすれば、司法制度と徴税制度であった。両者は決して無関係なものではない。正しく、効率的な徴税を行なうには、司法制度の確立が不可欠だったからである⁸⁾。

こうして現地で統治機構の整備が進む一方、1770年代に入って本国政府と議会による東インド会社への干渉を正当化する議論が本格化し⁹⁾、債務に苦しむ東インド会社への融資と引き換えに、1773年にノース規制法が成立し¹⁰⁾、東インド会社がブリテン本国の管理下に置かれ、インドは帝国の一部へと編入された。その後も東インド会社への規制と本国政府による監督権を強化する流れが1770年代を通して進むことになる。

またインド統治を論じるにあたっては、ブリテン本国と現地インドの心理的・地理的距離を考慮することなしに議論できない。徐々に旅行者や商人による手記や旅行記などによって、ブリテン本国にもインドについての理解や知識が広がってはきていたが、未だ多くのブリテン人にとってインドは未知の地域であり文化であり、野蛮とさえ理解されていた。そしてロンドンからカルカッタまで航路で7ヶ月という距離は、ブリテン本国と現地イ

ンドとの間の円滑な意思疎通を妨げ、それゆえ共通認識の形成を阻み、お互いに誤解や不信を招くことになった。

このように東インド会社の多重的性格、迫られる統治機構の整備、ブリテン本国との関係、心理的・地理的距離が、インド統治を混乱させ、複雑化させていたのである。以下で見る統治機構の要の一つである司法制度の再建にも、そのことがよく表われている。

2. 東インド会社による司法行政の展開

ここでは東インド会社が行なった司法行政の展開を、東インド会社統治以前、統治直後、それから本国政府による干渉後の3つに分けて簡単に整理し、第2節、第3節のバークとヘースティングズの議論へとつなげたい。とりわけ、インドの司法行政がどのような法律にもとづいてなされるべきなのか、またそれはどのような機関によって担われるべきなのかをめぐって、ブリテン本国と東インド会社においてなされた議論を確認することとする。

1) 東インド会社統治以前

歴史家メトカーフによれば、「ムガル帝国においては、ムスリム支配者たちはイスラム法などに精通したウラマー（イスラム神学者）を保護したばかりでなく、ムスリム社会の倫理を指導し、人と神が合一する仲介役を果たすスーフィー・シェイク（イスラム神秘主義の導師）をも保護した。……他方、バラモンはすべての非ムスリム支配者たちに保護され、サンスクリット聖典の儀式と律法に精通し、数世紀にわたるスルターン時代に盛んになったバクティ信仰（献身的信仰）に重要な役割を果たした」（メトカーフ、15頁）。このように支配王朝であるムガル帝国は、土着のヒンズーの宗教とその法を保護し、それにもとづいて司法行政を行っていたのである。ムガル帝国の徴税官の職を指すディワーニがすべての民事、歳入裁判を扱い、同じくムガル帝国の長官を意味するナワブ（Nawab）の責任で刑事裁判が行なわれていた¹¹⁾。

東インド会社が、事実上の支配者となって司法行政を展開するのは、ムガル皇帝から徴税権を得た1765年からであるが、17世紀半ば以降には現地のブリテン人を対象として、在外商館という限られた範囲ではあるが、何らかのイギリス法を執行する裁判所が設置されてきた。そして1726年の国王勅許によって、当時イングランドに

存在したすべてのコモンローと制定法がインドの総裁管区 (Presidency) に導入された¹²⁾。ブリテン臣民に民法を執行するために、行政長官が管轄する裁判所がボンベイ、マドラス、カルカッタに設置され、また軽い刑事事件を扱うべく、知事と参事会に治安判事の権限が与えられたのである。このように東インド会社は、当初から行政権と司法権を分立させておらず、後で詳述する最高法院が設置される以前までこの状態が続くことになる。

2) 東インド会社統治直後

このようにインドには、ムガル帝国下での裁判所と東インド会社が管轄する裁判所が並立していたのだが、前述したように東インド会社が1765年にディワーニとなったことによって、東インド会社がこれまでムガル帝国が行っていた司法行政を行なうことになった。もっとも1770年にベンガル飢饉が起こるまでは、これまで同様に徴税、行政、裁判の業務を現地のインド人に任せた二重体制を敷いていた。だが長年続いた戦争と飢饉によって、ムガル帝国下の統治機構は崩壊したも同然であった。だれもムガル皇帝の権威に従わず、彼らには人を裁く権限がないとさえ見られており、ベンガルは無法地帯と化していたのである¹³⁾。現地インド人に代わって権限を与えられた東インド会社社員は、その職権を用いて「贈物」の授受や強制的な取り立てを行い、私利の拡大を計ったのである。こうしたなか、東インド会社によるインド統治機構の再建を担ったのが、ヘースティングズだった。この状態を改善するべく、彼は司法制度の再建にあたって、ブリテン人を判事とし、ヒンズー法学者とイスラム法学者の助言を得ながら、ヒンズー法とイスラム法によって、司法行政を運営しようと考えた。このようなヘースティングズの主張は、1772年に司法改革としてまとめられ、従来の法制度を廃止の上、新しく刑事、民事裁判所を設置したのである。

3) 本国政府による干渉以後

先に触れたように、1770年代に入ると本国でもインドへの注目が集まり、インドの司法行政の調査とその改革が議論されるようになった。ヘースティングズによる既存のムガル帝国下の司法制度を、東インド会社による新しい司法制度によって置き換えようとする試みとほぼ同時期に、本国政府の干渉が行なわれたのである。

1772年、下院が組織した秘密委員会は、「既存の法制

度の活用や治安判事は、急速に拡大し、ベンガル奥地へと進出するブリテン人、ヨーロッパ人には不適當であり、既存の裁判所は、特にイングランド法に精通していないために欠陥がある」(Travers, p. 182)と報告した。また同年、東インド会社の実力者であり、帰国後、下院議員となったスリヴァン・ローレンス (Laurence Sullivan) は、「すべてのインド現地人をイギリスの正義の純粋な泉へと誘う」(ibid) ことを目的として、現地民にもイングランド法を適用させることを主張した¹⁴⁾。スリヴァンの言うイングランド法のインド人への適用は多くの反対にあい¹⁵⁾、イングランド法の適用はこれまでどおりブリテン臣民に限定されることになった。しかし、イングランド法の適用を限定するこの制度が厳格に運用されていたわけではない。イングランド法が現地民にまで適用されているのではないかといった疑念は、後年まで続き、イングランド法の適用禁止を求める動きが続くことになる¹⁶⁾。このように現地の司法行政が、イングランド法によるべきか、それとも現地の法によるべきかをめぐって論争が続いたのである。

ブリテン本国によるインドの司法行政への直接的な干渉は、翌年1773年のノース規制法にもとづいてベンガルに設置された最高法院にはじまる。最高法院は現地の行政権を司る総督と最高参事会から制度的に切り離されており、裁判官はブリテン国王によって任命されるものとされた。こうして部分的であれ、行政権と司法権の独立が図られたのである。だが最高法院の設置を定めた制定法は、最高法院が持つ権限、司法権の対象が十分に定義できておらず曖昧であったため、その性格は中途半端なものとなった。最高法院の独立は、裁判官のブリテン国王による任命によって示されているにすぎず、彼らへの給与が東インド会社から支払われると制定法に明記された点に象徴されるように、司法権の独立を制度的に保証する仕組みはなかったのである。最高法院の権限は不明瞭であり、最高参事会との関係もまた定義できなかった (Pandey, p. 38)。さらに最高法院の司法権は、すべてのブリテン臣民、東インド会社業務に直接的、間接的に雇われる者、そしてインド人、ヨーロッパ人であるにかかわらず、カルカッタの住民すべてに及ぶとされたが、誰がブリテン臣民なのか、最高法院はどの法律によって運用されるのかについても、制定法に記されなかった (ibid, p. 36)。

こうしてムガル帝国から引き継いだ司法権を持つ東

インド会社と、十分な定義がないとはいえ、本国から与えられた司法権を持つ最高法院と、インドには二つの司法機関が混在することになった。現地の司法行政は混乱し、両者は司法権の行使をめぐる衝突を繰り返した。こうした事態に対して、最高法院初代首席裁判官であるインピー（Elijah Impey, 1732-1809）は、ヘースティングズとともに現地の司法制度を再構想することになる。第三節であらためて検討するが、その一つの重要な計画が、司法機能と準立法機能を併せ持ち、総督と最高参事会と最高法院のメンバーで構成される Sadr Diwani Adalat（上級民事裁判所）の設置構想だった。部分的とはいえ、行政権、司法権、立法権の融合を目的とするこの改革案は、「野心的な計画」であり、イングランドの「法制度に反するもの」であった（ibid, p. 126）。この改革案は本国議会で法制化されるようイングランドに送付されたが、ノース内閣らの注意をほとんど引かなかった（ibid, p. 131）¹⁷⁾。

だが現地インドでは引き続き、東インド会社と最高法院のあいだで調整が計られていた。ヘースティングズはインピーとともに、1780年10月に東インド会社の下にカルカッタに Sadr Diwani Adalat 裁判所を設置し、下級裁判所への監督権という大きな権限を与え、「効率的でよりよい」民事裁判を目指して、司法行政の一元化を目指した（ibid, p. 196）。もっともこの裁判所には、1775年の計画にあったような、準立法機能は与えられることはなかった。だが、この裁判所の裁判官は、最高法院の首席裁判官であるインピーが任命され、司法権の行政権からの独立が制度化されないままに、現地の司法権はインピーのもとに集中したことになった。このヘースティングズとインピーによる権力集中型の司法行政が現地のブリテン人の疑念を生じさせることになった。

東インド会社社員や私的商人から、最高法院は越権行為を繰り返しているとの請願が本国議会上に届いた。パークはこの請願を取り上げ、インドの司法行政を調査し、改革に乗り出した。1781年に、最高法院の権限を縮小し、参事会の権限を拡大するための法案が提出されたが、この法案の起草にはパークが主導的な役割を果たしたと言われている。この議論の詳細は後で取り上げるが、ベンガル裁判所法が成立し、最高法院の権限と司法権の範囲が明確にされた¹⁸⁾。またこのベンガル裁判所法よってはじめて、現地民に彼らの法と慣習が保証されることが明記された（Patra, p. 158）¹⁹⁾。本国では引き続き、権

限を明記することで権力を分立することが考えられていたのである。

以上、インドの司法行政を三つの期間に分けた上で、この間の論争を、司法行政が抛るべき法と制度をめぐる争いとして整理した。すなわちイングランド法かインド法か、権力集中型か権力分立型かをめぐる論争が司法行政の再建期に行なわれていたのである。続く第二節、第三節では、この論争にパークとヘースティングズがどのように参加したのかを見ていくことにする。

II. 法の運用をめぐる

1. パークとヘースティングズのインドの理解

本節はパークとヘースティングズが、現地の司法行政がどのような法によって運用されるべきと考えていたかを明らかにすることを狙いとするが、その前に当時のブリテン人にとっての一般的なインド社会への理解を確認しておきたい。

当時、ブリテンはすでに北アメリカと西インド諸島をその帝国の一部へと包摂していた。だがこれら植民地とインドは、以下の点で決定的に異なっていた。歴史家コーンが指摘するように、「北アメリカで遭遇した現地民は、すぐさま服従させられたり、移住させられたりするが、そうでなければ殺害されたのであって、たとえ『先住民』の問題が続けて存在したとしても、それは軍事的、政治的問題であって、法律、行政上の新制度をほとんど必要とするものではなかった」（Cohn, p. 57）という点である。18世紀初頭にはすでに、植民地においてもイングランドの制定法やコモンローが適用されると考えられていたのだが、北アメリカやカリブでは固有の法制度がないか、あったとしてもそれほど発達していなかったため、イングランド法と衝突することがなかった²⁰⁾。それに対してインドは、彼らが何らかの固有の制度を持っていることは明白だったため、植民地にイングランド法をそのまま適用することは困難だった。しかも「何らかの」という曖昧な表現でしか語り得ないほど、ブリテン人はまだインドのことを十分に知らなかった。したがってインドの司法行政は、インドの法律、慣例、制度を明らかにする必要があったのである。

前節で、スリヴァンがイングランド法を現地に適用すべきと考えていたことに触れたが、彼は東インド会社社員として現地で長年暮らし、現地の法は腐敗していると

考え、イングランド法によって正義を実現しようと考えたのである。一方で、インドについて知らない多くのブリテン人にとっては、インドが古くからの法と慣習をもち、司法制度としてうまく機能していたといった主張は、想像を超えるものであった。ブリテン人を含む一般的なヨーロッパ人にとって、インドはいまだ専制的支配による停滞的社会だったのである。このようにインド社会をどのように見るかということ、インドをその固有の法に任せてよいのか、それともイングランド法を適用しなければならないのかという議論は、深く関連していたのである。それゆえ簡単ではあるが、バークとヘースティングズのインド社会への理解をまとめておきたい。

バークは現地を訪れることは一度もなかったが、東インド会社の統治に携わったフィリップ・フランシス、バークの「従兄弟」ウィリアム・バークといった個人的な交友関係、そしてJ・Z・ホルウェルやW・ボルツをはじめとする旅行者の見聞記²¹⁾、さらに現地の行政文書の翻訳を通して、東インド会社とインドの実態を調査し、インドに洗練された慣習、高度な文化と宗教と技術があることを認め、その伝統的社会を高く評価した²²⁾。そしてバークはインドがヨーロッパと類似した社会であるという考えを発展させていったのである。

一方のヘースティングズは、すでに言及しているとおり、東インド会社のベンガル知事、ベンガル総督としてインドを統治し、数多く改革に着手した人物である。バークと同様にヘースティングズもまた、インドの文化に高い敬意を払った。彼は17歳という若い年齢でインドに渡り、東インド会社の書記官としてインドでの生活をはじめた。彼はすぐにペルシア語を習得し、イスラムの芸術や文学を趣味とした。その後、東インド会社の理事、知事など重役へと昇進し、パトロンとして現地の文学や宗教、法律文書の翻訳活動などを支援したのである²³⁾。

この時代はインドをはじめアジアを訪れた旅行者の手記や旅行記が出版され、徐々にこの地域に関する知識がヨーロッパに伝わり始めていたものの、依然としてアジアは怠惰で、停滞的で、専制主義的であるとの理解から抜けきれてはいなかった。だが、以上見てきたとおり、バークもヘースティングズもインドの高い文化や慣習を認め、尊敬し、それに惹かれていたのである。ではふたりはインドの司法行政が抱えるべき法について、どのように考えていたのだろうか。前節で見たように、本国議会ではイングランド法を適用すべきか否かをめぐって論争

が繰り返られていた。したがって以下では、当時の著名なイングランド法の適用の議論を参考にしながら、バークとヘースティングズがこの議論に対してどのような意見を述べていたのかを中心に見ていくこととする。

2. イングランド法の適用をめぐって

現地の法を保存しそれにもとづいて司法行政を行なうという主張は、複数の観点から擁護された。18世紀を代表するイングランド法学者ブラックストン (William Blackstone, 1723-1780) は、主著『イングランド法積義』(1765-9年)のなかで、「すでにそれ自体の法律を有するところの征服ないし割譲された国々については、国王は、たしかに、それらの法律を改替し変更することができる。しかし、国王が現実にはそれらを変更するまでは、その国の古来の法律は、異教徒の国の場合のように、神の法に反するようなものであるでなければ、存続するのである」と主張した²⁴⁾。ブラックストンは「神の法」との整合性を問題にしたのである。したがって、「神の法に反する」のであれば、イングランド法を適用してもよいとの解釈を許すものでもあった。

前節でスリヴァンのイングランド法の適用が反対にあったことを紹介したが、その反対者の一人ハリー・ヴェレルスト (Harry Verelst, 1734-1785) は、「ガンジス川の土手に、十分に生育したオークの木を移植することが夢想であるように、この島国の代々の判事と立法者の忍耐強い苦勞によって発達した法典のいかなる部分であっても、ベンガルの習慣と融合するなんてこともまた夢想でしかない」と主張した²⁵⁾。彼はイングランド法を適用することの、事実上の困難さを強調したといえるだろう。

バークはスリヴァンが主張したイングランド法の適用をめぐる議論には加わっていないが、最高法院がイングランド法をインドの現地民に適用しているのではないかとといった疑念に関連して、次のように述べている。

人民に課せられる法は、彼らの精神、気質、国制、習慣、習俗に適したものでなければならない。ブリテンの自由な制度はブリテン人によって、正しくも、ヨーロッパにおいてもっとも偉大で美しい政府だと考えられている。だがインド人も同じ表現でこのブリテンの制度について語り、考えたりするのだろうか。否。……人は彼ら自身が愛する法によって統治されなければならない。……政府についての自由で平等な計画でさえ、自

分たちの古い法律や古来の制度を持ち続けたい望む者にとっては、専制的と見なされるのである。(Bengal Judicature Bill, 1781, in *W&S, V*, pp. 140-141)²⁶⁾

バークがイングランド法の適用について、直接、言及したものはこれだけにとどまるが、とはいえバークがその適用に反対していたことを知るには十分なものである。ハリーが適用の困難さを主張し、ブラックストンが神の法との整合性を論じたのに対し、バークは法と人民の気質や慣習との一致を強調している。バークにとって法は、人民の気質や慣習から生じるものであり、バークがここで「古さ」といった言葉を用いているように、この時間の経過が、人民の精神と法の調和の証明なのである。したがって、当然、外部から持ち込まれる法は「古さ」を欠き、それゆえ現地民の精神や慣習と調和することはないと考えていたのである。

このバークの主張は、コモン・ロー思想を下敷きにしたものだと思われる。この思想によれば、コモン・ローは「共通の慣習であり、人民の慣例に起源を持ち、そして法廷において表明され、解釈され、適用される」(Pocock, p. 209) ことで発展し、「すべての慣習が記憶を超えて定義されている」(ibid) 点に大きな特徴があった。バークはコモン・ロー思想にもとづきインド法の正統性を擁護し、イングランド法の適用に反対したのである。

インドの司法行政の再建に直接、携わったヘースティングズは、より多くの言説を残している。司法行政に携わる以前に、インド研究者がまとめたベンガルについての書籍に「もっとも賢明でもっとも永続的な国家は、つねに被征服国にこれまでどおりその国自身の法を残してきた」との一文を寄せた²⁷⁾。この主張がヘースティングズの司法行政にそのまま反映されることになる。「賢明」、「永続」という言葉から推測が許されるように、ヘースティングズは統治機構の再建に携わる以前から、実務家、行政家の視点から、現地の法の保護とそれにもとづく司法行政を着想していたのである。彼はまた「もしヨーロッパ人がインドの法を執行しなければならぬとすれば、インドの法を英語に翻訳し、権威あるテキストを制定することによって、これまでどおりインドの法が利用できるようにしなければならない」(Marshall 1973: p. 246) とも考えていた。実際、彼はパトロンとして現地の法律の英語への翻訳を支援し、ムガル帝国がそうで

あったように、現地の法にもとづく司法行政を行なったのである。

このように考えるヘースティングズが、イングランド法の適用に反対するのは当然であった。彼は「ブリテン人の関与がブリテン法の導入を意味するものであれば、いかなる提案であれすべて反対」し、「インド人の理想や習俗、気質と調和した伝統的なヒンズーの法やムスリムの法に干渉することは、現実的でも望ましくもない」と考えたのである (ibid)。ブリテン本国でイングランド法の適用が議論されていた1772年10月に、ヘースティングズは同僚に宛てて「新しい司法、新しい法典が本国で考案されている。原理上、我々の改革と全く正反対の本国政府案は、この国の古に作られた法と方式の刷新も同然である」と手紙を送った²⁸⁾。彼は議会が「ベンガルの現地人をイングランドの法に服従させようとしている」点を恐れ、非難したのである²⁹⁾。このようにヘースティングズのイングランド法の適用に反対する主張には、実務家、行政家としての視点が反映しているのである。

以上、本節ではバークとヘースティングズのインド社会への理解とともに、イングランド法の適用をめぐる議論に関する二人の主張を検討した。そしてブラックストン、ハリー、バーク、ヘースティングズ、それぞれの国外へのイングランド法の適用をめぐる見解をまとめた。もっとも彼らの主張は、もとよりそれぞれが排他的なものではなく、他の主張にも同意できるようなものではあったと思われるが、それでもそこには彼らの立場や主張が明確に表われているとすることができる。

ブラックストンは「神の法」に反するものであれば、国王の許可なしに変更可能であるとの理解を示したが、インドに古来からの慣習と高い文化を認める二人は、インドは「神の法」に背くような法をもっていないと理解した。そしてスリヴァンの言うイングランド法による司法行政の展開には、両者とも明確に反対し、インドはインド人の法によって運用されなければならないと考えていたのである。次節では、ブリテンはこのインドの法をどのように運営しなければならないと考えていたのかを論じたい。

Ⅲ. 司法権の独立をめぐる

第一節で整理したように、インドの法によって司法行政を運営するにしても、それを集権型権力によって運営するか、それとも司法権の独立による分立型権力で運営するのめぐる議論が分かれていた。そのなかですでに両者の立場について若干触れてはいるが、二人の言説をとりあげて分析を行なうこととする。本節で着眼するのは、最高法院は司法権の独立を守るべきか、それとも現地の行政権と一体となって運用されるべきかという論争である。パークがヘースティングズのどこを専制的だと理解していたのかを明らかにすることが、本節の目的を明らかにすることにつながるだろう。

1. 権力の集中—ヘースティングズの主張

ヘースティングズの最高法院への理解をもっともよく知る手がかりは、設置時における議論ではなく、最高法院の設置後の1775年から1776年にかけてまとめられた司法行政改革である。ヘースティングズ研究者のセンによれば³⁰⁾、ヘースティングズの不満は、その当初からインドの事実上の統治者に十分な権限が与えられていないことに集中しており、彼の権限を定義し強化することを求めていたのである (Sen, p. 62)。ノース卿に宛てた手紙には「あまりに多く分割 (too much divided) されることで、権限の有効性が失われる」と書き³¹⁾、権力の分立がインド統治を妨げているとの認識を示した。

ムガル帝国から引き継いだ司法行政制度にはいまだ腐敗がはびこっていると理解するヘースティングズは、最高法院の権限が不十分である点を最も大きな問題だと考えていた。センの指摘によれば、ヘースティングズは「ベンガルの国制に障害があるために、ベンガル政府が司法行政の義務を果たすことに失敗している」(ibid, p. 67) と認識していた。この障害が権限の不足であった。例えば友人スリヴァンに送った手紙のなかで「最高法院の権限が制限されていることが『この統治機構の欠点』」だとし、ベンガル在住者のあいだに区別を設けることは完全に『不合理で矛盾』していると不満を述べている³²⁾。つまりインドにおいて司法行政の義務を果たすには、最高法院がインドの現地民すべてに司法権を行使できなければならないのであった。

ヘースティングズが構想する改革案をみることで、最高法院への理解はより明瞭になるだろう。その最も重要

な柱が、ブリテン国王のインド主権の宣言であり、「制限された司法権を持つ最高法院の背後で単なる象徴であるにすぎないブリテン国王を、名目上の統治者」(ibid, p. 68) へと改革することであった。1776年のはじめにヘースティングズは、ノース卿に宛てて「最高法院は完全な権威によって支えられ、武装されなければならない」と記し³³⁾、また本国の取締役会に対しても「あなたたちの望みが、どんなにこの国の人々を、法と司法の確立した支配によって統治することであろうとも、我々はあえて表明しようではないか。主権によって認められないならば、どのような制度であってもどれだけ賢明であっても、効果をもたらすことは不可能である」と主張したのである³⁴⁾。

ヘースティングズは、主権問題さえ解決すれば、最高法院は主権の及ぶ範囲すべてにおいて司法権をもち、統一化された司法行政制度への道が開かれると考えていた (ibid, p. 70)。こうすることによって初めてベンガル政府は、インドの司法行政の義務を果たすことができるのであった。この義務が果たせるのであれば、その主体が東インド会社であるか、それとも国王によって任命された裁判官であるかは、ヘースティングズのなかで重要でないのである。だが、この主張は完全にブリテン本国のそれと反するものであった。東インド会社を牽制する目的で導入した、東インド会社から独立した最高法院とその司法権は、ヘースティングズが構想するインド統治機構のなかに完全に埋め込まれ、本国が目的とした牽制機能を完全に失うからである。

ヘースティングズが構想する最高法院は、従来、別々の主体によって運営されていた民事、刑事などの裁判所を、この最高法院のもとで階層化させ、その司法権の及ぶ範囲に総督や最高参事会なども含めるもので、本国の高等法院王座部と同等か、あるいはそれ以上の地位を与えるものであった (ibid)。たしかにこの意味ではヘースティングズの主張は、ブリテン領インド内部での司法権の独立を目指すものだと言うことができる。だがブリテン本国とこの最高法院との関係をどのように構築すべきかという問題を残しており、ブリテン帝国に包摂されたインドにあって司法権の独立がこのような形をとるべきか否かは、議論されるべき問題であった。

ヘースティングズは1775から1776年当時、もうひとつの司法行政改革を考えていた。それはブリテン議会による制定法の改正を必要とする最高法院とはちがって、

少なくともヘースティングズの理解では東インド会社の権限で改革できる Sadr Diwani Adalat 裁判所の新しい利用法であった (ibid, p. 71)。この裁判所の特徴は、下級裁判所の上訴裁判所としてだけでなく、最高法院の裁判官、総督、最高参事会法のメンバーで構成され、法を立案し制定する権限に加え、必要に応じて課税する権限さえ与えられるものだった (ibid)。つまりこの裁判所は司法機関であると同時に準立法機関であり、この構成員を見ればわかるように司法権と行政権が融合していたのである。彼はブリテン議会においてこの改革案が法制化されるようノース卿に書簡を送ったが、本国の関心を惹くことはなかった³⁵⁾。だがヘースティングズはこの改革の一部を1780年に本国の理解を得ないまま、実行に移したのである。

この1780年に改革された Sadr Diwani Adalat 裁判所を批判したのが、バークであった。そのためこの裁判所の詳細は、バークの主張とともに取り上げることとし、上述のヘースティングズの主張をここでまとめておきたい。ヘースティングズは最高法院を肯定的に理解したものの、ブリテン本国が意図した東インド会社を牽制する機関としてではなく、ブリテン領インドの最高司法機関として位置づけ直そうとした。ブリテン領インド内で司法権の独立は考えられたものの、ブリテン帝国のなかで彼の考える最高法院がどのように位置づけられることになるのかははっきりしないものであった。またヘースティングズが行なおうとした Sadr Diwani Adalat 裁判所の改革計画を見れば、本当に司法権を独立させることができるのかも疑わしいとも言える。しかしここで確認すべきは、ヘースティングズが実効的統治のために集権型権力の構築を試み、分立する司法行政制度を統合し、集権的な運営を考えていた点である。では次にバークが司法権の独立についてどのように理解していたのかを検討したい。

2. 権力の分立—バークの主張

最高法院の設立を定めたノース規制法が本国議会で議論されたのは1773年であるが、この設立の際の議論にバークが加わった形跡はない。バークが最高法院をめぐる論争に参加したのは、第二節で検討したイングランド法の適用と同様に、最高法院が実際に運用され、現地から不満の声が届くようになった1780年である³⁶⁾。1781年にバークはインド問題に関する特別委員会に任命さ

れ、この強力な調査権限を使って、インドから帰国したばかりのブリテン人や東インド会社の行政文書を調査し、東インド会社の実態を究明することになる。なかでもバークの司法権の独立、最高法院に関する理解は、1782年にまとめられた『第一報告書』にもっとも明瞭に現れている。

この報告書は1780年にカルカッタに東インド会社によって設置された Sadr Diwani Adalat 裁判所を調査したもののだが、最高法院主席裁判官インピーが、この Sadr Diwani Adalat 裁判所の裁判官に任命され、主席裁判官の職と兼務した点を中心に取り上げたものである。全集編者が解説するように、「東インド会社への独立した牽制を目的とする国王の裁判官が、東インド会社から有給職を受け入れ、東インド会社自身の裁判所の一つを管轄することになった」(W&S, V, p. 145) のである。最高法院の独立が、東インド会社によって侵害されたのではないかと、との疑念を生んだのである。

この Sadr Diwani Adalat 裁判所には、既存の地方裁判所を統括するために下級裁判所への監督権が与えられた。パンディーの指摘によれば、これまでインド人への民事裁判は、地方参事会にまかされていたのだが、彼らは貿易、領土、徴税には関心を持っていたものの、裁判には興味を示さなかった。彼らは「複雑なヒンズー法やイスリムの法を理解することに、時間も興味も持っていなかった」(Pandey, p. 205) のであり、ヘースティングズの主要な目的はこの点を改善し、インド全域に法の支配を徹底させるために、インドの司法行政を階層化することにあった。ヘースティングズの関心に従えば、インドにおいて最も法律の知識を持つインピーがその職務に適しているのであり、東インド会社と最高法院の関係が問われることはなかったのである。先に見た1770年代中期の計画にあった準立法機能や三権を超えた権力構造が作られたわけではないが、ここにはヘースティングズの実効的統治の発想に立った集権的権力の構想が明瞭に反映されている。

バークがまとめた『第一報告書』は、Sadr Diwani Adalat 裁判所の設立目的やその設立根拠なども問題にしているが³⁷⁾、その中心的な論点は、インピーの兼職によって、最高法院がもつ司法権の独立が侵害された点である。バークは必ずしも論理的に、明瞭な形で主張しているわけではないが、この Sadr Diwani Adalat 裁判所への批判から、バークがインドにおいて司法権の独立性が必

要であると考えていたことが分かる。この報告書は6つの論点から構成されているが³⁸⁾、本研究の目的に合わせて、パークが最高法院の独立、東インド会社との関係をどのように理解していたかをまとめた上で、インピーの兼職が司法権の独立の侵害にあたる理由を取り上げることにする。

1) 最高法院の独立性

パークは最高法院が設立された当初に起きていた、ヘースティングズとインピーの衝突をいくつか取り上げている。これはそのまま行政権と司法権の対立として読むことができるが、衝突が生じるということは、少なくとも最高法院が東インド会社に従属させられていない証拠でもあった。例えばパークは、ヘースティングズが最高法院からの令状に应ぜず、その不服従を正当化するための命令を公布し、その命令を軍事力で支えた例を挙げ (*First Report, W&S, V, p. 157*)、インピーがこうした総督と最高参事会の暴力的な行為について、閣内大臣に宛てて不満を述べたことを取り上げている (*ibid*)。パークはヘースティングズによる司法権の侵害を問題にすることはあっても、こうした対立そのものが問題であるとは考えていなかった。むしろこの対立が、インピーの兼職によって「調和」(*harmony*)する点を問題としたのである (*ibid, p. 162*)。最高法院が東インド会社以外の現地の司法行政にどのように関わるができるかについては、議論の余地ある問題ではあったが、パークは「Sadr Diwani Adalat 裁判所は権限の自由度そのものを手に入れた。さらに大きな権限を手に入れるかもしれず、また直接的にであれ間接的にであれ、地方裁判所にそのような権限を与えようとする時に、最高法院 (今やもっとも心もとない足場に立つ) は、この二つの裁判所のいずれの活動の権利にも疑問を発することもなかった」(*ibid, p. 156*)と述べ、行政権と司法権が「調和」し、最高法院が現地の司法行政を東インド会社の主導に任せた点を批判的に記述したのである。

パークにとって最高法院はあくまで東インド会社への監督権を持つ存在でなければならなかった。パークはインピーがかつてよく言っていた言葉として「最高法院の権限は参事会の個々のメンバーの活動だけでなく、参事会としての集会的な活動にまで及ぶ」(*ibid, p. 155*)という一節を紹介している。ここには最高法院が東インド会社から独立して司法権を行使し、東インド会社の統治

権力そのものを法の下で統制しようとするインピーの意思が明瞭に表われている。パークはインドの司法行政において、司法権の独立が必要であるとはっきり主張しているわけではない。だが司法権の独立を掲げてヘースティングズや東インド会社を追求したかつてのインピーの奮闘を肯定的に記述している点から、パークもまたその独立を強く求めていたと考えることができるだろう。

2) 兼職による司法権の独立の侵害

すでに述べたようにパークが Sadr Diwani Adalat 裁判所について問題としたのは、この裁判所そのものというよりは、最高法院主席裁判官が Sadr Diwani Adalat 裁判所の裁判官を兼務する点であった。パークはこの兼職によって司法権の独立が侵害されるとする理由をいくつか挙げている。

ひとつはこの Sadr Diwani Adalat 裁判官の権限が定義されていない点であった。パークの調査によれば、「この任命と受諾について記された1780年10月18日の記録には、権限と職権について定義されていない」(*ibid, p. 153*)が、実際に「この裁判所のあまりに抽象的な権限が問われるとき、任命書で用いられた語句に頼ることになる。だがこの任用書はほとんどあるいは全くそれについて明確に表現していない。実際に権限が行使される際に頼りとなるのは、立法者が公言した意図であり、その意図を非常に広い意味で解釈することになるだろう」(*ibid, p. 154*)とまとめている。インピーが任用を受諾した際の言葉からも、「この職にあって彼がどのような権限を行使し、行使しないのかを知ることは不可能である」と述べ (*ibid, p. 155*)、双方が十分な定義を欠いている点を問題とした。パークはこの裁判所の権限が十分に定義されないことが、この制度の設計者であるヘースティングズの権限を高めることに繋がり、最高法院主席裁判官でもあるインピーがヘースティングズに従属させられることにつながる点を危惧したのであった。

パークが兼職について懸念するもう一つの理由は、東インド会社が Sadr Diwani Adalat 裁判所裁判官の給与の支払いを握っている点である。「この裁判官に付随する給与によって影響を受けるかもしれない」(*ibid, p. 176*)。「国王によって任命された裁判官が、国王を頼りとすることは限定的となる一方……、東インド会社への依存、もっと適切に言えば東インド会社従業員への依存は、無限のものとなる。彼らの新しい公職 [Sadr Diwani

Adalat 裁判所裁判官] に対して支払われる給与が増加するにつれて、この職に就く者は際限なく増え続けるだろう」(ibid, p. 177) と述べるように、東インド会社がもつ富によって、国王の裁判官の独立という理念が揺らぐ点を懸念したのである。

Sadr Diwani Adalat 裁判所は制度的には最高法院と完全に切り離されていた。だがこの二つの裁判所を、国王と東インド会社という異なる主人を持つ裁判官が兼務することによって、問題が生じるというのがバークの理解であった。ひとつは設置者である東インド会社が Sadr Diwani Adalat 裁判所裁判官への権限を持つことになり、とりわけインピーの場合のように職権などの定義が曖昧である場合には、東インド会社が強い権限を持ち続けるという点であった。もうひとつは富によって国王の僕 (servant) が東インド会社の従業員 (servant) へと変質することへの懸念であった。どちらも東インド会社が管轄する Sadr Diwani Adalat 裁判所のもとで、行政権と司法権は集権し、実質的には行政権のもと司法権が従属する点をバークは問題としたのである。

このヘースティングズが構想するインピーの兼職による集権型権力は、東インド会社統治にこれまでにない大きな権限を与えるとバークは考えた。バークが引用するヘースティングズの断言はそれをよく表している。「記録によればヘースティングズは、『地方裁判所が、最高法院の首席裁判官（今や Sadr Diwani Adalat の裁判官となった）による認可と直接のパトロネージのもとで行動するときには、だれもあえて彼ら地方裁判所の活動に関する権利について議論しないだろう』（強調はバーク自身による＝筆者補）」(ibid, p. 156)。バークはこのヘースティングズの言葉の一部を斜体を入れて強調し、集権型権力の司法行政が展開され、国王の裁判官の権威を借りたこのヘースティングズの構想によって、誰もそれに議論できない統治権力がインドに生じることを問題視したと言ってよい。このとき、東インド会社を牽制するために作られた「最高法院がもつ統制のすべての法的権限は、最良の場合でも危険なもの」(ibid) へと転化してしまうのである。バークにとってヘースティングズのこうした集権型権力の構築は、「危険」であり、牽制する権力がいないという意味で「専制的」支配なのであった。

以上、本節では、ヘースティングズの 1775 から 1776 年にかけての計画とバークの『第一報告書』を取り上げ、

最高法院の司法権の独立への両者の見解から、ふたりがインドの司法行政がどのような制度によって運営されるべきだと考えていたかを明らかにしてきた。実務家、行政家の立場にあるヘースティングズは、インドに有効な司法行政制度を構築するために最高法院を役立てようと考えた。最高法院が東インド会社への牽制を目的として設立されたことを考えると、これは危険な試みであった。一方バークは最高法院をあくまで東インド会社を牽制する手段として理解した。したがってヘースティングズの構想は、司法権の独立を侵害した上に、その権威を用いてさらなる集権的な司法行政を展開することになると批判したのである。

むすびにかえて

本稿では東インド会社が事実上インドの統治者になったことによって生じた司法行政の責務を、バークとヘースティングズがどのように果たそうと考えたのかについて考察してきた。ブリテン帝国にとってこれは新しい挑戦であった。現地の司法行政はどの法によって運用されるべきなのか、また本国と現地の間で司法権の独立は維持されるべきなのかどうか、こうした新しい問いにバークとヘースティングズは挑んだのである。バークもヘースティングズとともに現地へのイングランド法の適用に反対し、インドの法の適用を主張した。両者の決定的な相違は司法行政をどのような仕組みで運営するのかという点にあった。インドにおける司法権の独立性が実効的統治のための集権型権力の構築と衝突したのであった。以上の考察を通して得られた、本稿の問いに対する答えは、バークはブリテン的な法思想を現地に持ち込むことができ、それには本国から現地を牽制できる形で司法権が独立していなければならないというものである。

より重要なのは、これらは帝国統治が必要とした新しい思想でもあったと言う点である。現地の法や慣習を尊重し、それにもとづいて司法行政を行なうという帝國的発想は、ムガル帝国から継承したのもでもあり、またローマ帝国に由来するとも言えそうである。だが一方の司法権の独立性という考え方、また集中的な権力という構想は、近代ヨーロッパ的あるいは近代ブリテン的な「法」言説によるものかもしれない。

本研究の冒頭でモンテスキューを引用したが、18 世紀後期のブリテンの司法制度は、コモンロー裁判所と大

権裁判所の二重構造に加えて海事裁判所など機能別諸裁判所など多くの裁判所が林立していることを考えると、パークやヘースティングズの主張は、ブリテンの司法制度を通して単にインドを観察したというよりは、モンテスキューらの権力分立論を透過した議論であることがわかる。

これまでパーク研究も含め多くのヨーロッパ政治思想研究は、18世紀インドに起こった対立をアジア的支配とヨーロッパ的支配の構図で捉えてきたが、パークとヘースティングズの二人の相違を通して見ると、近代ヨーロッパが生んだ二つの思想の対立として読み返すこともできそうである。そのためには、近代ヨーロッパで生じた「法」言説と国際法の発展を十分に検討した上で、それらがいかに帝国思想と結びついたかを探求する必要があると考えられるが、この点については稿をあらためて論じたい。

注

- 1) 司法権の独立が最終的にイングランドで保証されたのは、1701年の王位継承法による (Pandey, p. 1)。
- 2) イングランド法研究者のホールドワースは、次のように述べている。「もし18世紀の法律家、政治家、あるいは哲学者が、ブリテンの国制にもっとも特有な特徴は何かと尋ねられたら、異なる統治機関の権力の分立だと答えるだろう」 (Holdsworth, X, p. 713)。
- 3) センもまたパークとヘースティングズの類似性を指摘している (Sen, p. 77)。後で言及するヘースティングズとともにインドの司法行政の再建に直接携わったインピーもまた、「インドの法と慣習を守り、統治権力の恣意的な行使を牽制する点で、実際、インピーはパーク自身がまさに主張した原理を実践しようと努めていた」 (Pandey, p. xi)。つまり帝国の責務を感じ、現地の法を重視しよう努めた点で、彼らは類似していたのである。ただしそれをいかに実現するかをめぐって大きく対立し、パークは本国議会で両者の解任決議に賛成することになる。
- 4) ウィランの本研究 (『パークとインド 政治道徳と帝国』) は、司法行政にのみ焦点を当てた研究ではない。ウィランは本書冒頭で、「インドに関するパークの思想をできる限り体系的に表し、それによって彼の政治理論全体をよりバランスがとれ、完璧な解釈を行うことに貢献すること」 (Whelan, p. 1) と述べているように、本書で扱われているテーマはインドの専制と腐敗という広範囲にわたるものであり、ウィランは自然法に立脚したモラリストとしてパークを描き出している (ibid, pp. 275-290)。したがってパークとヘースティング

ズの対立を、「政治的モラリズムと政治的リアリズムの原理的対立を見ることになるし、それを評価することになるだろう」 (ibid, p. 2)、「政治的道徳と帝國的リアリズムの間の対立が、本書の中心的なテーマである」 (ibid, p. 14) というように、モラリズムとリアリズムの争いと読み解くのである。

日本を代表するパーク研究者の岸本もまた、パークは「伝統を常に価値の源泉としているわけではなく、伝統にも悪しき伝統が有ることを承認し、伝統を超えてそれを相対化するより高次の規範、すなわち自然法の存在を認めている」 (岸本, 524頁) と述べるように、ウィランの解釈を支持している。またパークの統治原理はしばしば「信託」概念で分析されるが、その主要な論者の一人であるコニフは、統治者と被治者の間に共有するものがないインドにおいてこの信託概念を適用することには限界があったとしている。コニフもまたパークはインドにおいては信託概念から自然法に転向したと主張している (James, Conniff, *The Useful Cobbler: Edmund Burke and the Politics of Progress*, State University of New York Press, 1994, p. 148)。このようにウィランの解釈を支持する研究者が多いが、この点についてなんらかの評価を行うことは、本研究の意図と範囲を大きく超えている。

- 5) 近年、パークの伝記を上梓したロックもまた、「少なくとも1782年3月までに、東インド会社による圧政に対してベンガル前総督であるヘースティングズに幅広い責任があると考えるようになった」 (Lock 2006, pp. 62-63) と指摘している。
- 6) 東インド会社研究の権威であるJ・M・ホルツマンは、古典的名著『イングランドにおけるネイボップ』 (*The Nabobs in England: A Study of the Returned Anglo-Indian, 1760-1785*, Columbia U.P. 1926) の冒頭で、「東インド会社はいやいや不本意に帝国を作った。だがしだいに私的、商業的関心をもつものから政治的行政代理業者へと変容した」と述べている。東インド会社の矛盾する二つの性格 (領土支配者と貿易商社) については、Bowen, p. 105も参照。
- 7) 「東インド会社がディワーニの称号を獲得したことに続いて、その取締役たちは、ベンガルで起こっている行政、司法、商業上の問題をすぐに改革しようと模索した。……しかしながら本国の大臣たちは帝国立法の活動や責任の新しい領域へと導くことを、願いもしなかったし考えもしなかった。帝国の問題は、少なくとも基本的には、東インド会社の問題であって、ブリテン政府の問題ではないと考えられたのである」 (Bowen, p. 48)。具体的になされた制度改革については、ibid, p. 84に詳しい。
- 8) とりわけ、統治機構の再建に携わったヘースティングズにとって、司法改革の目的は徴税方法の確立と大きく関連していた (Marshall 2005, p. 203)。「正当な司法が財政収入と非常に緊密な関連をもつ」 (内田, 280頁) のである。
- 9) 議会介入の経緯については、Marshall 2005, p. 212に詳しい。

- 10) その主要な規制策は、東インド会社社員や取締役以外の者も含めて構成される最高参事会をカルカッタに設置することであった。
- 11) ただし実際には、ディワーニやナワブが直接、裁判をおこなうことはほとんどなく、代理人によって執り行われた。Pandey, pp. 20-21を参照。
- 12) Patra, p. 157, Pandey, p.27, Travers, p. 182を参照。
- 13) 当時の司法制度がいかに崩壊していたかについては、Pandey, p. 24に詳しい。
- 14) 歴史家ボーエンは、「下院でのこの法案の審議は、すでに彼ら自身で長い年月にわたり、十分に確立した法慣習や法の観念をもつ社会に、イギリスの法を適用することについての重要な疑問を提起した」(Bowen, p. 100)と指摘している。
- 15) *A View of the Rise, Progress and Present State of the English Government in Bengal* (1772), p. 134. Marshall 2005, p. 201から再引用。
- 16) 例えばボルトン・ロース (Boughton Rous) が行なった最高法院への非難演説はその一つである。パンディーによれば「最高法院がインド人の慣習や宗教的慣例を侵害しているという特に根拠のない主張に基づいていた」(Pandey, p. 174)という。だがこうした根拠のない主張や現地への不信感が、本国議会で議論の焦点となったことは、それ自身大きな意味をもつ。ちなみに「ヘースティングズによって創設ないし整備された東インド会社直轄の民・刑事の裁判所が……インド古来の法律と慣習とを確認し、それにしたがって裁判をおこなう姿勢がとられることで出発したにもかかわらず、『法の諸領域が、全体として、もっぱら、または、ほとんどもっぱら、イギリス的になってしまった』とメーンをして断言させるようなイギリス法の支配の事態に立ちいってしまう」(内田, 283頁)とあるように、19世紀にいたるまでイングランド法が持ち込まれつづけた。
- 17) もっともこれは司法権と行政権の融合が一笑に付されたためというよりは、当時、ブリテンがアメリカ独立問題に忙殺されていたためである。ヘースティングズらの基本的な原理が採用されるのは、1853年と後年である (Pandey, p. 127)。
- 18) Pandey, p. 207も参照。
- 19) このヒンズー教徒とイスラム教徒に対する彼らの法の保証がマドラスとボンベイにまで拡大されるのは、1797年とやや遅れる (Patra, p. 158)。
- 20) このような植民地の既存の法とイングランド法との間の衝突が問題となったのは、七年戦争以後であり、インドの他にはケベックの事例が挙げられるにすぎない。
- 21) ホルウェル『ベンガル地方とヒンドスタン帝国に関する興味深い歴史的出来事』、W・ボルツ『インド事情についての考察』。ただしパークの伝記を著したC・B・コーンによれば、パークが所有したインド関係の文献は決して多くはなかった (岸本, 447頁)。
- 22) ブリテンを訪れ、礼拝の場に困っていたヒンズー教徒を自宅に招くなど、パークのインド文化への関心の高さは、個人的なエピソードからも裏付けできる。corr, IV, p. 368,やPeter J. Stanlis (1999), Introduction, in *The Best of Burke: Selected Writings and Speeches of Edmund Burke*, Peter J. Stanlis ed, Regnery Pub.など。
- 23) ヘースティングズは秘密主義的なヒンズー教徒の説得に成功し、彼らから直接、情報を手に入れ、その知識の編纂に成功した (Marshall 1973: p. 250)。ヘースティングズのパトロン活動が、その後のブリテンのインド理解に大きく貢献したことは疑い得ない。
- 24) Blackstone, *Commentaries*, I, p. 108. 内田, 183頁から再引用。
- 25) *A View of the Rise, Progress and Present State of the English Government in Bengal* (1772), p. 134. Marshall 2005, p. 201から再引用。
- 26) Lock 1997, pp. 487-489を参照。この法案は下院を通過したものの、上院で「個人的感情に左右された議論であり、政治的な利害によって生じた」との意見が出され、大きく修正され下院に審議が引き戻された。だが下院での再審議の際に、パークの再反論は現存していない。
- 27) Vansittart, *A Narrative of the Transactions in Bengal*, p. ii, 1763. Marshall 1973, p. 258から再引用。
- 28) Hastings to J. Dupre, Ft William, 8 October 1772, British Library. Travers, p. 123から再引用。
- 29) Hastings to L. Sullivan, 11 November 1772, British Library. Travers, p. 123から再引用。
- 30) センの本研究は、ヘースティングズの1775-76年の計画を分析することによって、彼が商業団体が被治者に責任をもち、慈悲深い統治を行なえるとは考えていなかったこと、それゆえインドをブリテン政府の直接的な支配下に置き、ブリテン国王の主権を宣言することが必要だと考えていたことを明らかにしている。これは東インド会社にとって大変革を意味し、とりわけ取締役会の政治的重要性を減じるものであり、反対にあった。センはヘースティングズの帝國的ヴィジョンを知る上で重要だと指摘している。
- 31) Hastings to Lord North, 2 April 1775, G. R. Gleig, ed, *Memoirs of the Life of the Right Honourable Warren Hastings*, I, p. 543. Sen. p. 63から再引用。
- 32) Hastings to Sullivan, 21 March 1776, *Gleig II*, 1841, p. 30. Sen, p. 68から再引用。
- 33) 20 Jan. 1776, *Gleig, II*, p. 16. Sen, p. 70から再引用。
- 34) Hastings and Barwell to Court of Director, 30 April 1776, in *Reports of the Committees of the House of Commons*, IV, Appendix 13, p. 908. Sen, p. 70から再引用。
- 35) もっともこの点を批判したのは、パークだけではない。現地でヘースティングズと敵対していたフランスと彼の仲間、この計画を専制主義的な野心の表れだと当時から批判していた。センが言うように「この反対は党派的便宜による理

由だけではなく、このモデルが権力の分立という尊重されていた理念（モンテスキューによって表現され、イングランドではブラックストンによって知れ渡っていた）を傷つけるからでもあった。もちろんイングランドの法制度においても、裁判官が法の制定、執行、管理という三つの機能すべてに関わることは、伝統的ではなかった」(Sen, p. 71) からである。

- 36) 本国の東インド会社取締役ローレンス・サリヴァンが東インドから届いた最高法院の手続きについて不満を述べた請願に特別な関心を持った (*First Report, W&S, V, p. 146*)。
- 37) 例えば、東インド会社がインピーを Sadr Diwani Adalat 裁判官に任命した際、制定法が定める公開要件を満たしていない点で、この任命の有効性に疑問を投げかけている。「最高法院において正式に登録され、公開されるまでは効力を発しない。第二に、そのような規定や規制は、公に公開され、その写しは裁判所の目につきやすいところに添付される。……」(*First Report, W&S, V, p. 169*)
- 38) Sadr Diwani Adalat 裁判官の権限、インピーが任命された背景、裁判所設立の便宜、任命を正当化する議会法とその他の権限、予想される結果、本国への影響の 6 点である。

【参考文献】

- Burke, Edmund. (1981-). *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, Paul Langford General ed, Clarendon Press.
- . (1886). *The Works of the Right Honourable Edmund Burke*, John C. Nimmo ed, London.
- . (1958 -1978). *Correspondence of Edmund Burke*, Thomas Wellsted Copeland ed. Chicago U.P.
- Barbara D. Metcalf and Thomas R. Metcalf. (2002), *A Concise History of India*, Cambridge U. P. (河野肇訳『ケンブリッジ版世界の歴史 インドの歴史』創土社、2006)
- Bowen, H. V. (2002), *Revenue and Reform: The Indian Problem in British Politics 1757-1773*, Cambridge U. P.
- Cobbett, W. (1806-1820), *The Parliamentary History of England from the Earliest Period to the year 1803 from which last-mentioned epoch it is continued downwards in the work entitled. "Cobbett's Parliamentary debates"*, 36 vols, AMS Press
- Cohn, S. Bernard. (1996), *Colonialism and Its Forms of Knowledge: The British in India*, Princeton U. P.
- Holdsworth, William. (1903-1938) *A History of English Law in Twelve Volumes: For List of Volumes and Plan of the History*, 2nd ed. repr, 1966, Methuen & Co.
- Lock, F. P. (1998), *Edmund Burke; volume I, 1730-1784*, Oxford U. P.
- . (2006), *Edmund Burke; volume II, 1784-1797*, Oxford U. P.
- Marshall, P. J. (1973), 'Hastings as Scholar and Patron', in *Statesmen, Scholars and Merchants*, ed. Anne. Whiteman, J. S. Bromley and P. G. M. Dickson, Oxford U. P.
- . (2005), *The Making and Unmaking of Empire: Britain, India, and America c. 1750-1783*, Oxford U. P.
- Pandey, B. N. (1967), *The Introduction of English Law into India: The Career of Elijah Impey in Bengal, 1774-1783*, Asia Publishing House
- Patra, Atul Chandra. (1962), *The Administration of Justice under the East-India Company in Bengal, Bihar and Orissa*, Asia Publishing House
- Pocock, J. G. A. (1989), 'Burke and the Ancient Constitution: A Problem in the History of Ideas', in *Politics Language & Time*, pp. 202-232, Chicago U. P.
- Sen, Neil. (1997), 'Warren Hastings and British Sovereign Authority in Bengal, 1774-80', in *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 25, no. 1, pp. 59-81.
- Travers, Robert. (2007), *Ideology and Empire in Eighteenth-Century India: The British in Bengal*, Cambridge U. P.
- Whelan, G. Frederick. (1996), *Edmund Burke and India: Political Morality and Empire*, Pittsburgh U. P.
- 内田力蔵 (1969) 「インドにおけるイギリス法導入とメーン」『法思想 内田力蔵著作集第三巻』信山社、2006年
- 岸本広司 (2000) 『パーク政治思想の展開』御茶の水書房
- 中野好之 (1976) 「エドマンド・パークとインド問題」『国学院雑誌』77巻11号、72-82頁
- . (1977) 『評伝パーク アメリカ独立戦争の時代』みすず書房